

ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） FAQ

No	質問内容	回答
1	認可保育園等の施設に在籍していても、本事業の対象となりますか。	対象となります。 施設の在籍有無は問いません。
2	保育の必要性を有していませんが、本事業の対象となりますか。	対象となります。 保育の必要性の有無は問いません。
3	育児休業中ですが、本事業の対象となりますか。	対象となります。 また、就労の有無も問いません。
4	利用にあたり、所得制限はありますか。	ありません。
5	利用できない時間帯はありますか。	ありません。 24時間365日利用可能です。
6	送迎サービスは補助対象となりますか。	保育を含む送迎サービスは補助対象となります。（令和6年度より）送迎サービスのみは補助対象外となります。
7	引越し日は補助対象となりますか。	品川区外へ転出される方は、 転出日の前日まで 補助対象となります。 品川区外から転入される方は、転入日より補助対象となります。
8	対象事業者はどのように確認すればよいですか。	東京都のホームページ「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」 をご確認ください。
9	子ども1人に対し、複数のベビーシッター（事業者）を利用した場合も、本事業の対象となりますか。	補助上限の範囲内で対象 となります。その場合、要件証明書等は、利用されたシッター分の提出を求めます。
10	国や事業所のクーポン、福利厚生での割引を受けていても対象となりますか。	クーポンや福利厚生適用後の純然たる保育料 であれば対象となります。 利用したクーポンや内容等、割引を受けたことが分かるものをご提出ください。
11	クーポンを購入しました。補助対象となりますか。	クーポンが購入されたものであれば、その購入実績を書面で報告してください。 購入内容に応じて、一部のクーポン利用額を現金相当として取り扱います。
12	事業者との契約の際に注意すべき点はありますか。	①子ども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を踏まえて契約すること ②契約事業者に対し、「都のベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えること ③利用する事業者が、都の認定事業者であることを確認すること ④派遣されるベビーシッターが、区が定める要件を満たしていること ⑤ご利用前にベビーシッターから「ベビーシッター要件証明書」を受け取ること
13	保育基準に「児童一人に対しベビーシッター1人による保育であること」とありますが、兄弟姉妹（2名とも助成対象年齢）で利用する場合、児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要がありますか。	児童と同数のベビーシッターを派遣してもらう必要があります。 ただし、共同保育（複数の児童をベビーシッターと保護者が一緒に保育すること）を利用する場合は、一人のベビーシッターで兄弟姉妹の保育が可能です。
14	兄弟姉妹で本事業を利用した場合、申請書はまとめてよいですか。	児童ごとに補助上限時間があるため、 児童ごとの作成をお願いいたします。
15	「ベビーシッター要件証明書」の交付を受けずに利用した場合、補助を受けられますか。	受けられません。
16	領収書と利用明細が一つの書類にまとまっても、提出書類としても認められますか。	認められます。
17	複数月利用した場合、申請書は月ごとに作成する必要がありますか。	期（4～6月・7～9月・10～12月・1～3月分）ごとに作成してください。
18	領収書の提出は必要ですか。	令和6年度より領収書（写）ではなくても 請求書等、ベビーシッターの利用に係る費用が確定しているもの の提出でも可とします。
19	本補助金は課税の対象となりますか。	非課税対象 です。
20	本事業と産後ドゥーラの違いは何ですか。また、併用はできますか。	本事業は、ご自宅でのお子さんの保育を対象にしています。産後ドゥーラの利用助成制度は育児支援のほか、家事支援サービスも対象にしています。産後ドゥーラの利用助成制度の詳細は、区ホームページをご確認ください。 1つの保育に対して産後ドゥーラと本事業の二重補助を受けることはできません。産後ドゥーラを使わない時間帯に本事業を使う等は可能です。

産後ドゥーラの利用



No	質問内容	回答
21	1時間未満のベビーシッター利用時間を切り捨てるとはどういう意味ですか。	【7：00～22：00】利用区分と【22：00～7：00】利用区分において1時間未満の利用時間は、申請期ごとに切り捨てを行い、切り捨て後の利用時間をもとに補助額を算出します。ただし、2つの区分の切り捨てた時間の合計が1時間以上になる場合は、利用時間を1時間分追加します。（端数時間の詳細はNo.22）
22	端数時間の計算方法を教えてください。	【7：00～22：00】の1時間未満の利用時間数と【22：00～7：00】の1時間未満の利用時間数を合計して1時間を超える場合について、 【22：00～7：00】の切り捨てた時間が30分以上の場合は【22：00～7：00】区分の利用時間に1時間を加算し、30分未満の場合は【7：00～22：00】区分の利用時間に1時間を加算します。
23	補助金の計算方法を教えてください。	①補助上限額：（【7：00～22：00】の利用時間数×2,500円）＋【22：00～7：00】の利用時間数×3,500円） ②実際に支払った基本保育料：総保育料（クーポン割引前）－クーポン利用総額 上記①と②を比較して、低いほうの金額が補助額となります。この補助額を交付申請書中「3申請額」にご記入ください。
24	1か月あたりの利用制限はありますか。	ありません。年度内で144時間（多胎児の場合288時間）が上限となります。
25	1期に数回に分けて申請してもよいですか。	申請書の提出は、 原則1期につき1回としてください。 （やむを得ず複数回に分けて提出する場合でも、振り込み先の口座情報を同一のものとしてください。）
26	現在の利用時間はどのように確認出来ますか。	交付決定通知書に支払い対象となった分までの利用時間を記載しています。 利用時間については、ご自身で管理くださいますようお願いいたします。
27	ベビーシッターと保護者が共同保育を行ったことをどのように証明してもらえばいいですか。	領収書や利用明細等で共同保育とわかるように事業者へ発行してもらってください。 必要に応じて各事業者に問い合わせることがあります。
28	障害のある子供も利用することができますか。	事業者ごとに異なりますので、各事業者にお問い合わせください。
29	ベビーシッターの要件のうち一部に都の補足研修を受講していることがありますが、都の補足研修とはなんですか。	補足研修とは都がＡＣＳＡ(アクサ)に委託している研修のことです。 事業者を通じて申し込むものです。 保育士資格者や看護師資格者はこの研修を受けないと、本事業の対象になりません。 補足研修は、基礎研修のうち、居宅訪問型保育に特化した1、8、9、10の4科目を集約して実施。他に受講を希望する科目があれば、科目ごとに受講することも可としています。(所要4時間)
30	郵送提出の場合、消印は有効ですか。	締切日に必着するように送付してください。
31	申請期限までに書類が揃わない場合はどうすればよいですか。	不足書類の提出予定日を明記し、交付申請書と利用内訳表については、必ず申請期限までにご提出ください。
32	不足書類はいつまでに提出すればよいですか。	各提出期限の月の末日までにご提出ください。 不足書類のみ提出する場合は、余白に対象児童の氏名、生年月日を明記してください。
33	品川区役所の窓口で提出したいです。延長窓口や休日窓口の対応はしていますか。	対応しておりません。開庁時間は平日8：30から17：00までの間にご提出ください。 また、夜間窓口での預かりも実施しておりません。
34	利用児童の体調不良でキャンセルをした場合（診断書あり）は、キャンセル料も補助対象となりますか。	なりません。

No	質問内容	回答
35	児童一人あたりの利用時間（144時間・288時間）は、転出入した場合でも、引き継がれますか、それとも時間数はリセットされますか。	時間数はリセットされません。転出入関係なく、児童一人あたり144時間もしくは288時間となります。